

令和 3 年

総務産経常任委員会会議録

令和 3 年 12 月 14 日

田上町議会

令和3年第6回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年12月14日 午前8時58分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 藤田直一君 | 7番 | 今井幸代君 |
| 4番 | 渡邊勝衛君 | 8番 | 椿一春君 |
| 5番 | 小嶋謙一君 | 12番 | 関根一義君 |
- 4 委員外出席議員
なし
- 5 欠席委員
13番 高橋秀昌君
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|--------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 政策推進室長 | 堀内 誠 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 地域整備課長 | 時田雅之 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
書 記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
三條新聞社 議会議員 松原良彦 議会議員 品田政敏
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第37号 押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第40号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中
第1表 歳 入
第1表 歳出の内
- | | |
|----|-----------------|
| 1款 | 議会費 |
| 2款 | 総務費（1項1目、5目、7目） |
| 6款 | 農林水産業費 |
| 7款 | 商工費 |

8 款 土木費

第 2 表 地方債補正

議案第 4 4 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 3 号）議定について

午前8時58分 開 会

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さん、おはようございます。定刻前ではありますが、皆様おそろいでありますので、総務産経常任委員会、付託案件審査を開会したいと思います。

今日、当委員会に付託されてあります議案は3議案になっております。そして、この3件の付託案件審査が終わった後に、産業振興課のほうからイノシシの破損について、イノシシの発生について少しご報告があるということですので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、高橋委員のほうから欠席の届出が出ておりますので、許可をしておりますし、傍聴に品田議員、そして松原議員、三條新聞社、傍聴の申出ありますので、許可をしております。

それでは、町長よりご挨拶お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 改めましておはようございます。

今日はいい天気なのですけれども、昨日は白いものがちらちらと舞いまして、いよいよ寒くなってきたなというふうな感じがします。どうぞ委員の皆さんにおかれましては、体調管理のほう十分ひとつお気をつけいただきたいなと、こう思っております。

今回「きずな」を見まして、びっくりというか、うれしくなったというか、皆さんお気づきだかと思うのですけれども、人口がプラスになっていました。世帯数と人口ともにプラスになっていました。過去ずっと毎月毎月プラスになっていたことは恐らくなかったのではないかなと思うのですが、多いときは30人、20人、少なくとも5人とか10人とか、毎月マイナスになっておったのが、12月、プラス4人になっていたのです。えっと思って、間違いでなければいいのになと思ったのですが、総務のほうにこれどういうことなのかな、調べてくれないかなと言って話をしたのですが、正確にはまだつかみ切れていないのですけれども、私にしてみれば新型コロナウイルスの関係で東京のほうから戻ってきているというか、そんな感じなのかなというふうに思ったのですが、そうではないのだと。あくまでも県内の人たちが戻ってきている感じだと、こういうふうにその辺のところはまだはっきりしていない。今回亡くなられている方が16人おられるのです。届出があっただけで16人いま

した。でも、出生というか、生まれた赤ちゃんが3人。ということは、差引き13人なのですが、プラス4人ということは、それ以上に17人が町に移住というのかな、戻ってなければその数字にならないわけですが、どういう要因というか、どういふことでそういう数字になったのか、また調べてほしいなと思っておりますけれども、そんなことでずっとマイナスが続いていたのが今回プラス4人になったということで、間違いでなければうれしいな、そんなふうに感じていました。

それから、今日は総務産経常任委員会へ付託案件、今ほど委員長のほうから話がありました。3件の付託案件でございます。よろしくひとつご審議をお願いしたいと思うのですが、今日の新聞報道、ニュースでも皆さん方ご承知のように、18歳以下の子どもたちへの10万円相当の給付、これについて岸田総理が10万円の現金一括給付容認というふうな形で転換をした様子が載っておりました。これ所管の保健福祉課といろいろと、クーポンなのか現金なのかというふうなことで協議をしてきたのですが、今、保健福祉課の事務量、本当にもう手いっぱい、もうパンク状態に近い状態です。そんなこともあるし、また、クーポンを町で使えるところも少ないというふうなことから、町としてぜひ一括10万円給付をやりたいなと思っておりますので、やり方はまた議会のほうに、どういふふうな形でお願いするかはまた別にしましても、今町としてそういう方向でいきたいなというふうに思っておりますので、ぜひひとつご理解いただきたいなと、こう思っております。一括10万円給付について、条件とかそういうものはつけないというふうな形でも出ておりましたので、ぜひそんな形でやりたいなと思っておりますので、ご理解を賜りたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、町長から今ご挨拶にもあったとおり、18歳以下の臨時給付金等に関しては、また詳細に説明をいただければなというふうに思いますので、今町長10万円一括で支給するということなのですけれども、また今後どのように提案してくるかというのは、副町長、再度また考え方あれば説明願いたいなというふうに思います。補正予算のときに説明願います。

それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第37号 押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第40号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費（1項1目、5目、7目）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、第2表、地方債補正、議案第44号 同年度田上町水道事業会計補正予

算（第3号）議定について、以上の3案件となっております。

これより議事に入ります。議案第37号を議題といたします。執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。

議案書2ページをお願いいたします。議案第37号 押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてということでございます。こちらにつきましては、先般11月19日に開催をされました議員全員協議会のほうでもご説明させていただきました。令和2年度に国の押印見直しの取扱いということで、それらを踏まえまして、今回行政手続において押印を求める条文、様式について所要の改正を行いたいといった内容でございますので、お願いいたします。

今回条例改正が必要なものについては、5つの条例になります。順次説明をさせていただきますが、議案書の4ページの裏、新旧対照表のほうをお開きいただければと思います。まず、資料ナンバー1ですが、第1条ですが、職員のサービスの宣誓に関する条例でございます。これを一部改正するというので、第2条関係等になりますが、宣誓書の押印要件を削除をさせていただきたいということで、第2条と、それから別記様式第2条ということで、これらを削除させていただくということでございます。

それから、資料ナンバー2、田上町固定資産評価審査委員会条例の一部、これを改正する条例でございますが、こちらにつきましては審査申出書の押印要件の削除ということで、第4条第4項、それから第8条第5項、それぞれ関係するところを削除させていただくという内容でございます。

めくっていただきまして資料ナンバー3、田上町火入れに関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、申請書の押印欄の削除という形になっておりますので、これ様式の関係での改正でございます。

それから、資料ナンバー4、田上町災害被災者救済援護条例の一部を改正する条例、こちらにつきましては同じく申請書の押印欄の削除ということでございます。それぞれ様式ございまして、資料ナンバー4、めくっていただきまして資料ナンバー5、資料ナンバー6、それから資料ナンバー7、資料ナンバー8、それから資料ナンバー9と、それぞれ様式等の押印の部分の削除させていただいたという内容でございます。

それから、最後ですが、資料ナンバー10、田上町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらについても収支報告に関する部

分の押印欄の削除ということで、資料ナンバー10、めくっていただきまして資料ナンバー11、それぞれ様式になりますけれども、削除させていただくといった内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

よろしいでしょうか。

1点だけ私のほうから質疑させていただきたいのですけれども、議運でも少し質疑の中であったのですが、今回の条例改正で押印だけではなくて署名自体を削除している部分もあります。基本的に署名があれば押印、捺印というのは不要になってくるのではないかという部分はあると思うのですけれども、今回の条例改正によって署名も外した経過、考え方というのはどういうふうになるのでしょうか。例えば職員のサービスの宣誓ですとか固定資産税評価委員会条例のほうの署名の削除、押印の削除は理解できるのですけれども、署名という部分も削除したその考え方というのを少しお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほど委員長が言われた資料ナンバー1の関係になるかと思うのですけれども、これも国のほうから準則が来ておりまして、考え方としてはもう署名も不要ですよということの解釈かなというふうに捉えています。ですので、この部分については、そういう形で削除をするということでそういう形で運用していこうかと。

総務産経常任委員長（今井幸代君） これに関しては、特段町として、例えば職員のサービスの宣誓であれば、本人かどうかというのは確認もできるし、固定資産税の評価委員のほうも同様なのだろうというふうに思うのですけれども、そういったところの背景から国はそういうふうにしているのだろうからそれに準じたという、特段町としてどうこうということではないということなんでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 今委員長がおっしゃるとおりだと思います。国のほうは、そういう形で、そこまで求めなくていいという形の中でこういう関係で条例改正がされてきたということですので、町もそういう形で対応していこうかと思っています。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

8番（樺 一春君） 1個お願いします。

これデジタル化によってみんな押印が廃止されるというふうな流れになっている

と思うのですが、こういったいろんな六百幾つに及ぶ様式があるのですが、そういったものを町のほうでどれぐらいデジタル対応になる、ホームページからダウンロードできるとか、そういった対応になっているのか。なければそれ早急にデジタル対応のために電子化する取り組みをしなければ駄目だと思うのですが、その辺の予定みたいなのがあったらお聞かせください。

総務課長（鈴木和弘君） すみません、今どの程度かというのでお答えができませんけれども、大半のものは対応しておりますので、今椿委員がおっしゃったようにダウンロードとか、そういう形はできるかと思えますけれども、今後またその辺少し整理して、していないものについてはしっかり対応するようにしていきたいと思えます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ちなみに、また全協のときに少し説明していただいた記憶があるのですけれども、今押印の削除等を、今回条例関係なく、全体としてどの程度件数あったかとかって分かりますか。

総務課長（鈴木和弘君） 全協の資料のときでもお示しをさせていただいたのですけれども、様式と条文だけで891ありました。そのうち廃止をさせていただいたのが730。継続的に必要だろうということで判断させていただいたのが161。そのものとして主に契約書とか請求書とか委任状といった部分、こういう部分は必要だろうという判断をさせていただいて、継続をさせていただいたといったことをございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

ないようですので、議案第37号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第40号を議題といたします。執行の説明を求めます。

副町長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。

議案第40号の詳しい説明に入る前に、私のほうから3点ほどお話をさせていただきます。1点目は、冒頭に町長の挨拶にありましてとおりに子ども・子育て支援交付金10万円、現金5万円、クーポン5万円というふうな話でありましたが、国会での首相の答弁の内容を確認したところ、年内に10万円現金給付することについて容認するというような話なものでありますから、そうであれば、先ほど町長申されたとおりに、町民のことを考えれば年内に10万円当然受け取ったほうがいいわけですから、その方たち、あとまた所管課の保健福祉課のほうの事務量、重複のないように、1回で終わるように、また経費的な面で、振込とか手数料の面でまた経費かかるものですから、年内に一括交付の形でやっていきたいということで先ほど申し上げ

げさせていただきました。また、それについてはまた明日、社会文教常任委員会がありますので、そこでまたある程度お話しした中で、ご理解いただいた上で、この会期中に追加提案というようなことでお願いしたいと思っておりますので、またその詳しい内容についてはこれから議長と相談の上、最終日までに何とかまとめ上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

1点目はこれでありまして、あと2つほどありまして、問題点があります。1つは、明日の社文の付託案件、歳出では明日の付託案件になるものなのでありますが、児童手当の関係、歳入の国、県の交付金ありますが、今回かなり大幅な補正額をお願いしております。これについては、毎年のものであり、通常のものであり、なぜこうなったかということは当初予算の見積りが甘かったというか、誤っていたということでもあります。これは、担当者の理解不足、それとその担当課、保健福祉課ですが、その管理職のチェックが不十分であったということでもあります。大変申し訳ありませんが、これを何とか認めていただきたいということでもあります。

もう一点であります、4款の今回灯油購入費の補助ということで上げさせていただきました。対象世帯を非課税世帯2,000世帯ということでお願いしました。これは、議運でもお話がありましたが、かなりせっぱ詰まった中での予算計上をお願いしたということでありまして、過去のプレミアム付き商品券のときの水準、大本を参考にし、余裕を持たせて2,000世帯ということで上げさせていただきました。ただ、今町民課のほうで精査してみますと、半分ぐらい、1,000世帯ぐらいになるのではないかと考えております。それは、大きな問題というか、ありますので、これについてもまた、先ほどの10万円を一括交付ということであれば、そこでまた併せて減額等のことも提起させてもらおうかなというふうに今考えておりますので、それは後ほど議長とまた相談させてもらいたいと思います。あくまでもこれは時間がない中での、余裕を持たせていただくことで多く計上しましたが、そういうことでまずはお願いしたいということでもあります。

では、詳しい中身については、これから総務課長から説明いたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の10ページからになります。議案第40号になります。令和3年度田上町一般会計補正予算（第8号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億526万円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,971万1,000円とする内容でございます。あわせまして、第2条で地方債の額の増額をさせていただくということで、地方債補正をお願いしているという内容でございます。

それでは、まず歳入から説明をさせていただきますので、議案書17ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金でございます。1節社会福祉費負担金については保険基盤安定ということで、こちらは国民健康保険の基盤安定所得に応じて軽減をしておりますが、その確定に伴う分での減額でございます。続きまして、2節児童福祉費負担金193万2,000円でございます。こちらについては、広域入所の委託料に伴う部分での国庫の負担の受入れということで、当初8名見ておりましたけれども、3名増ということで、今現在11名分ということで、それに伴う分の増額でございます。それから、3節児童手当負担金ということでございます。今ほど副町長からも話がありましたとおり、積算の段階で少し誤りがあったということで、今回皆様方のお手元に一般会計補正予算（第8号）社会文教常任委員会保健福祉課資料ナンバー1、児童手当事業ということでお手元に資料ありますでしょうか。A4の横なのですが、ありませんか。ありますか。大丈夫ですか。藤田委員、ありますか。いいですか。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 皆さん、お手元ありますか。

総務課長（鈴木和弘君） よろしいですか。

それで、今回これ歳出の予算になりますけれども、これに伴って歳入が、国と県が入ってくる部分がございますので、特にこの網かけしている部分でございますが、1番の3歳未満被用者分ということで、これが325万5,000円の減額になっています。当初1,175人ということですが、見込みとして958人ということですが、こちらについては、予算作成時、3歳未満から3歳以上、本来であれば3歳になった時点で、3番目のところでしょうか、小学校終了前第1子・第2子というところ行くのですが、国変更、予算をつくったときに年度というふうな捉え方をしていたということで、3歳になってからも年度中でも動くのですけれども、年度で捉えていた関係があって、少し余計に人数を見ていたということでございます。

それから、3番目でございますが、小学校修了前第1子・第2子分、こちらが1,130万円の増でございます。当初の段階では4,765人ということで見ていたのですけれども、見込みとして5,895人ということで、ここが非常に大きく人数がずれております。そこで補正理由ということで、どういう状況かということで書かれてあると思いますけれども、当初予算の作成の際に第1子、第2子、第3子、合計になるわけですが、そこから本来であれば第3子以降の数を引いて算出する、人数をはじくべきところを、第1子、第2子の合計からこの第3子を引いてしまったということで、担当者自身のそういう部分の認識不足だといったことで、ここが非

常に大きく影響した部分がございます。冒頭副町長の話がございました。議運の際にも私もお話をさせていただきましたけれども、この部分、かなり大きく減額をしているという部分、去年の3月議会でも精算で減額があったものですから、予算査定の中の課長査定の段階でも、数字的には特に問題がないかということで主幹課のほうにも確認をさせていただきました。具体的に人数がどうかとかまではチェックはいたしませんでしたが、ここまで大きく減額するということが影響はないのかという話の中で、特に問題はないということでしたけれども、実際そういう形になってしまいました。それで、議運が終わった際に、その後、課長会議もありました。その際今井委員からも、担当者のみならず、課長等でしっかり内容をチェックするようにということでお話もいただきましたので、私のほうでもその話をさせていただきましたし、令和4年度の予算においても、既に保健福祉課の関係は終わっておるのですが、改めてその話、最終的には基本的に人数がそう大きくずれなければそんなに影響する部分ではないということで、令和4年度の予算の際には改めてその辺指示をさせていただきました。本当に今回こういうことになってしまいました大変申し訳ございませんでした。児童手当の関係は以上でございます。

続きまして、議案書戻りまして、15款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金39万6,000円減額ですが、社会保障・税番号システムということで、これ令和3年度の6月補正で予算計上させていただきました。歳出でも出てくるのですけれども、これは業者のほうで順次作業している関係で、田上の場合は来年、令和4年9月12日頃の作業しかできないということでございましたので、歳出を減額、併せましてこれ歳入100%でございますので、併せて減額をさせていただきました。

続きまして、2目民生費国庫補助金、3節子ども・子育て支援事業費補助金ですが、55万1,000円、これ児童手当の改正がされます。特例給付所得ということで、1,200万円以上の方についてということで、令和4年4月からその部分が支給額が廃止をされるという部分、一部現況届の原則廃止に係るシステム改修の関係で、これ10分の10受入れをし、歳出も同額の部分でも計上させていただいているところでございます。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金ですが、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金109万5,000円でございます。こちらにつきましては、今度マイナンバーを利用することによって健診の結果が標準的にどこでも把握ができるような形での標準化の様式、あるいはそういうシステム整備ということで、それぞれ改修をするということで、それに伴う部分の補助金の受入れ、2分の

1、3分の2ということで、そのシステムの中身によって補助率が変わってくるのですが、そういう形で受入れをするものでございます。続きまして、2節新型コロナウイルス対策事業補助金6,616万1,000円、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金、これにつきましてもお手元に資料ナンバー2ということでお配りしてあるかと思えますけれども、今の補正の段階は1人当たり5万円ということで積算をさせていただいているところでございます。冒頭、町長、副町長からも話がありました。これを10万円、当初は現金5万円、クーポン5万円ということだったのですが、その時点で5万円現金支給をさせていただくということで、対象見込みとしては1,294人、中学生以下は1,044人、高校生250人という見込みで予算のほう作成をさせていただいたところでございます。支給方法については、申請が不要な方ということで、令和3年9月分の児童手当を受給されている方については、現在こちらで把握している児童手当の口座に振込と、申請が必要な方について、高校生のみを養育、それから児童手当を受けている公務員、新生児の父母等、そういった部分につきましては申請が必要になってくるということで、振込についてはこの時点では年内、12月末までを予定しておりましたが、先ほどの部分も含めた中で対応をできればしていきたいと。申請が必要な方については、申請が必要になりますので、来年の1月以降に事務をさせていただくという予定しております。それに係る経費ということで6,616万1,000円の歳入の受入れをいたすものでございます。

議案書18ページです。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金ですが、1節社会福祉費負担金79万6,000円の減でございます。こちらは、保険基盤安定ということで国保と後期高齢、国保は111万8,000円の減額、後期高齢は32万2,000円の増額という形での保険基盤安定、県の負担分について受入れでございます。2節児童福祉費負担金77万2,000円、先ほど国庫負担金でもご説明いたしました広域入所の関係で人数が増えているという関係での受入れでございます。3節児童手当負担金180万2,000円、こちら国庫負担金でもご説明いたしました児童手当に伴う部分での歳入の受入れでございます。

続きまして、16款2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金41万2,000円の増額でございますが、こちらについても高齢者、障がい者の住宅の整備ということで、件数が増えているということで、これは全体の2分の1を県から受け入れられるということでございますので、その部分の追加でございます。

続きまして、3目衛生費県補助金、3節新型コロナウイルス対策事業補助金500万円ということですが、こちら資料としてお配りしてあります灯油購入費助成事業

ということで、保健福祉課資料ナンバー3ということでもあります。こちら先ほど副町長から話がありましたように、時間的な部分がありまして、2,000世帯ということで今の状態では、予算を計上させていただいているところでございます。ということで、金額的には2分の1、2,500円分に相当する分を県が補助するということですので、全体経費のうちの半分という形になりますので、500万円という形で計上させていただいているところでございます。

めくっていただきまして、19ページでございます。5目農林水産業費県補助金ですが、160万8,000円でございます。3節農業振興費補助金75万円、農業次世代人材投資資金事業補助金ということで75万円ですが、これは以前の新規就農者の支援の事業ということで、1名の方の分、令和4年1月から就農の予定だということでございます。4節水田農業構造改革対策事業費補助金85万8,000円ですが、機構集積協力金ということで、経営転換協力金、これ4名分を歳入として受入れをするということでございます。

続きまして、19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金、それから4目介護保険特別会計繰入金でございますが、それぞれ令和2年度の事業の精算ということで、今回一般会計への繰入れをそれぞれの会計から受け入れるという内容でございます。

20款繰越金、1項1目繰越金745万8,000円ですが、今回の財源として繰越金を計上させていただいているところでございます。そういたしますと、補正後といたしまして、繰越金の残といたしましては1,717万2,000円ほどになります。

議案書20ページ、21款諸収入、5項雑入、2目雑入、これは雇用保険料個人負担ということで1,000円ということですが、保健福祉課での1級の関係の職員の分でございます。

それから、3目過年度収入でございますが、77万5,000円でございます。これは、令和2年度の事業確定に伴います低所得者保険料軽減、国庫、県負担金、これは介護保険の関係ですが、これも受入れでございますし、その下は子どもための教育・保育給付費の県負担金、補助金、それぞれ令和2年度の額の確定により追加交付をお願いするものでございます。

22款町債、1項2目農林水産業債100万円ということでございますが、土地改良事業債ということで、この県営圃場整備事業の関係で、新津郷の関係で事業費が増額するということで、それに伴う部分の起債を増額をお願いするものでございます。

3目土木債10万円でございますが、道路整備事業債ということでお願いいたします。

す。これにつきましては、保明・後藤線ということで9月補正の際に補正のほう上げさせていただいて起債の増額をさせていただいたのですけれども、再度計算をさせていただくと起債のほうがもう10万円借入れができるということで、今回増額をし、併せまして議案書の14ページのところに地方債の補正ということで、今後起債の借入れをする際に限度額を変更する必要があることから、今回起債のほう歳入を増やし、限度額を引き上げることによって、今後起債の事務の手続のために必要だということで今回お願いするという内容でございます。

歳入は以上です。

議会事務局長（渡辺 明君） 改めまして、おはようございます。

それでは、21ページのほうをお願いします。1款議会費、1項議会費、1目議会費になります。補正額といたしまして1万3,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうに移っていただきまして、共済費1万3,000円、補正額の増額ですが、これにつきましては標準報酬月額決定によるものです。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費34万8,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、児童手当については職員等で異動があったということで増額でございますし、共済費については先ほど議会の局長から話がありました報酬月額確定に伴いまして、減額をさせていただくという内容でございます。

続きまして、5目自治振興費30万円の補正をお願いするものでございます。防犯推進事業ということで30万円ですが、今回防犯灯の修理の関係で一部、今年度限り修繕が必要な箇所があったり、あるいは小屋が解体されたとか、住宅改修で移設が必要になったというような部分が例年よりかなり増えてきたということで不足が見込まれることから、今後の執行も踏まえた中で増額をお願いしたいといった内容でございます。

代わります。

政策推進室長（堀内 誠君） 続きまして、7目企画費でございます。補正額といたしまして76万円を補正するものでございます。説明欄を御覧いただきたいと思います。企画事業の中で3節職員手当等ということで48万4,000円の補正をお願いするものでございます。こちら総合計画、総合戦略の策定作業を現在進めておりますが、会議資料作成等に時間がかかりまして、今後もまた庁内会議、議会説明、または審議会での資料作成が必要となることから、職員の時間外手当が不足するため、補正を

お願いするものでございます。続きまして、22ページになりますけれども、7節報償費でございます。27万6,000円、こちらのほう、ふるさと応援寄附金記念品ということでございます。こちらで27万6,000円の補正をお願いするものでございます。ふるさと納税の返礼品で湯田上温泉の利用券、ゴルフ場の利用券が利用された場合、事業者へ利用者の代金をお支払いしていますけれども、今まで、10月までの実績を見ますと、昨年と比べますと1.2倍というふうな形になっており、10月までで昨年は514枚の利用でありましたが、今年度は632枚というふうな形になっているところでございます。新型コロナウイルス感染症が一定程度収まっていることもあり、今後も同様に推移していくことが想定されるため、今後の見込額を計算しまして、不足する27万6,000円の補正をお願いするものでございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 改めまして、おはようございます。

それでは、29ページのほうお願いしたいと思います。6款1項3目農業振興費については、101万4,000円の減額補正をお願いするものであります。説明欄のほう御覧いただきたいと思います。農業振興費101万4,000円の減額については、1名の職員が産休、育休に入ったことから、2節給料、3節職員手当等々につきまして減額をするものでございます。それから、4節共済費につきましては、職員の給与標準報酬月額の設定により減額を行うものであります。続きまして、その下になりますが、18節負担金補助及び交付金、農業次世代人材投資資金経営開始型給付金については、75万円の補正をお願いするもので、これは歳入でも少しお話し申し上げましたが、新たに認定新規就農者として四ツ合地区の方が1名、令和4年1月より就農されることから給付金を交付するものであります。参考までに、給付金の額につきましては、経営開始1年から3年までは1年間で75万円を2回、4年目から5年目までは60万円を2回給付いたします。今年度1回目の給付金ということで75万円の補正をお願いし、県から10分の10の補助を受けて実施するというものでございます。

続きまして、4目水田農業構造改革対策事業費につきましては、85万8,000円の補正をお願いするもので、内容につきましては右の説明欄を御覧いただきたいと思います。水田農業構造改革対策事業、18節負担金補助及び交付金85万8,000円につきましては、機構集積協力金交付事業ということで、離農が農業の経営転換により地域の中心となる経営体の農業集積に協力する農業者4名へ、県より10分の10の補助を受けまして、10アール当たり1万5,000円の交付を行うものであります。今回全体の面積としましては572アールの面積を集積するという形になります。

続きまして、5目農地費であります。農地費につきましては116万6,000円の補正

をお願いするものであります。右の説明欄御覧いただきたいと思いますが、農地一般事業116万6,000円を補正をお願いするものであります。こちらにつきましては、県営圃場整備事業に係る負担金ということでございます。圃場整備事業につきましては、現在田上郷の上横場地区と新津郷の田上地区の2地区において実施をしております。今回の補正につきましては、新津郷田上地区に係るもので、県より事業費ベースで2,400万円増額の上、実施したいというお話がございましたので、この事業費につきましては、事業費の10%を新潟市と田上町で案分しております。田上町の案分の額は、全体を100%としますと48.55%ということになりますが、その町の負担分であります116万6,000円の補正をお願いするというものでございます。

続きまして、30ページになります。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、24万6,000円の減額をお願いするものでございます。内容につきましては、職員の給与の標準報酬月額決定に伴う共済費の減額ということでございます。

それから、3目観光費であります。30万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、右の説明欄御覧いただきたいと思いますが、護摩堂管理事業ということで30万円、修繕料30万円の補正をお願いするものでございます。今年度護摩堂山の山頂の木柵、木の柵でございますが、遊歩道の木柵の修繕、それから登山道の横断側溝の入替え等々を行いました。現在予算額がほぼなくなった状況になっております。今後3か月から4か月の対応ということで、小規模の修繕、窓口予算として30万円の補正をお願いしたいというものでございます。

それから、その下、4目湯っ多里館事業費であります。補正額200万円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、湯っ多里館管理事業の修繕料ということで、200万円の補正をお願いするものでございます。こちらのほうにつきましては、今後ボイラーの部品、制御盤入替え、それから1年を通じて空調、冷房、暖房のそれぞれ空調の関係、湯っ多里館、しているわけでございますが、4系統のうち2系統がなかなか電源が入らなかったりという状況が起きたりしております。メーカーが来ましてその都度対応しているという状況もあります。それらの基盤等の修繕、それから飲泉口のあずまやの柱の部分、経年により修繕が必要になっていると、補強が必要になっているという状況から、今回200万円の補正をお願いしたいというものでございます。

説明は以上であります。

地域整備課長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。

8款土木費になりますが、8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費になります。2万4,000円の追加をお願いするものでございますが、説明欄のほう御覧ください。道路橋梁総務事業ということで、先ほど来説明がありますが、職員の共済組合負担金の関係で標準報酬月額の設定によるものでございます。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。それでは、歳入歳出で少し分けて質疑を受けたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入についてご質疑ある方、ご発言願います。

12番（関根一義君） 私からは、先ほど冒頭、副町長からもお話がありましたし、総務課長からも説明ありましたけれども、児童手当負担金の補正に係る補正の在り方について質問したいと思います。

執行部側の見解は、担当課の積算の誤りだというふうに言っておりますけれども、私は第一義的にはそこに原因があったのだとは思いますが、しかし、そこにとどまらない問題がここに潜んでいるのではないかというふうに思っております。総務課長からも査定過程における問題点等についても説明がございました。私は、当初予算に関わる要するに補正をこれだけの額、言ってみれば児童手当という限定された事業補正をせざるを得なかったというところに注目をするわけです。これは、単に要するに担当課における積算の誤りだというふうに流してはならないというふうに思います。もうちょっと具体的に見解をお聞かせ願いたいと思いますが、当初予算に関わるものですから、予算編成査定を行ってきているわけです。その過程についての問題点、どのように把握しているのか改めて伺いたいと思います。

そして、当初予算の国、県に対する、要するに交付金に関わる、修正に関わると思われまので、なぜこのような1,000万円にも及ぼうとする補正をこの時期に行ったのかと。当然私はもっと早い時期にこの誤りについては把握されていたのではないかというふうに思うのだけれども、その内実を知りたいというふうに思います。

第1回目の質問はこれで終わりたいと思いますが、それから続けてほかの項目もやります。1人5万円の給付金の関係です。町長から年末一括支給を検討したいというふうな話がありました。副町長からも補足した説明がありました。しからば今回の補正に関連した再補正が必要になるのではないかと思うのだけれども、予算上の取扱いどのように行うのか、考え方を聞かせてください。

それから、支出のほうでもいいのですが、あえてここで質問しておきたいと思いますが、詳細なところで新津郷の公共事業等の、要するに町債の追加がありましたから、ここに関連して質問させていただきたいと思いますが、お答えは産業振興課長になるかも分かりませんが、そもそも新津郷の保存整備事業の進捗状況はどういうふうになっているのかお聞かせ願います。聞くところによると、かなり要するに国からの財政的補償がこんな期待するんだという話もちろちら聞こえてくるのだけれども、どのような形で現在進行しているのかお聞かせ願えますか。改めて要するに町債の追加補正をするということですから、かなり進行度が早まっているのかどうか、その辺の状況報告をお願いしたいと思います。

以上にしておきます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） あとは歳出のほうでまたお願いしたいなと思います。

では、今ほどいただいた質疑に関して答弁願います。

総務課長（鈴木和弘君） では、事業等での関係です。担当課のみの理由という部分で、確かに関根委員がおっしゃるように、もう少しうちのほうでしっかりとということなのですが、児童手当については査定の段階では正直、人数が何人から何人だという形で要求書が出来上がってきますので、その部分だけでのチェックしか正直しておりません。今全体がどうなって、具体的に何人支給してみたいな形でのチェックは、正直しておりませんでした。そういう中で、先ほど話をさせていただきました当初予算、昨年度の予算と今年の予算の要求の金額の増減がどうかという部分では、それなりに理由があるのだろうからということで、査定の段階では当然そこは確認をさせていただきます。ただ、具体的に何か資料を細かく出して、本当にどうかというところまでは正直していない。あくまでも担当課がつくった人数がこういう分類の中のこの人数でこうなりますという部分での数字をもらって、担当課の数字をうのみにと言うと失礼ですけれども、児童手当はそんなに大きく変わるべきものではないという認識が私の中であるものですから、担当課で当然人数は把握して、それに合わせて今回予算を組んでくる。それから、それほど大きく一般会計に影響しないものですから、ましてうちでその人数を下げてくれという形で査定するものではありませんから、どちらかというに出てきたものについて、先ほど言ったように全体的な金額が多いかどうかという程度の査定しか正直しておりませんでした。そういう部分を踏まえて、今年の予算査定については改めて本当に全体の今数字が間違いないかというのは念を押してもう一回、今回の令和4年度の査定の段階では

そういう話を、1回査定を受けてももう一回確認をして、担当課には指示を出しておりますので、令和4年度はそういうことがないだろうというふうには考えておりますが、転入とかそういう部分の見込みの場合で、増減したりする可能性はゼロではないかと思えますけれども、そういうことがないような形で改めて令和4年度はそういう形でさせていただきました。今まではそういう形での対応しかしていなかったということでございます。

それから、今回のこの部分いつ分かったかということで、一応私も担当課のほうには確認をいたしました。2回目の支給が9月か、それ終わって、新年度の予算案をつくり始めた時点で初めて分かったそうです、正直、確認したら。ですので、そこまでは全くそういう数字の違いがあるという認識はなかったということです。ですので、発見した時点ということで今回12月補正で処理をさせていただいたということですので、その辺も併せて今後そういうことがないようにというふうな話は、私のほうから担当課のほうにはさせていただいたところでございます。

副町長（吉澤深雪君） 2点目の子ども・子育ての10万円の関係であります、まず今回5万円ということで補正予算をお願いしております。これをまず認めていただくという前提で、それに不足する部分を追加等をお願いしたいというふうに考えております。それについてはまた議長と相談して、最終日になるのかなと思えますし、当然その後また議会運営委員会もお願いしなければいけないかなというふうには考えております。

私のほうからは以上であります。

産業振興課長（佐藤 正君） 県営圃場整備事業の関係の進み具合と申しますか、若干その辺のお話させていただきます。

新津郷田上地区の県営圃場整備事業につきましては、工期が一応令和元年から令和9年を予定をしておるところでございますが、令和元年度、令和2年度と試掘調査でありますとか、地区の境界測量というのを実施してきておまして、令和3年度は幹線の用水路の設計ということで事業のほう進めております。今回国のほうから県営事業の予算が追加と申しますか、つくということで、ぜひ少しでも事業のほうを前に進めていきたいということから、県のほうからこういう形でぜひ負担金の補正をお願いできませんでしょうかというお話もございましたので、今回補正をさせていただいたということでもあります。今のところ事業のほうは、設計業務であります、順調に進んでおるといって状況で一応聞いておるところでございます。

以上であります。

12番（関根一義君） 再質問ですけれども、児童手当の関係ですが、言葉は分かるのです。分かるけれども、問題なのだ、これ。9月議会の後、気づいたということだったのだけれども、気づかなければこれは歳入が来ないと、不足するということでしょう。そうでないの。その辺解明してください。

それともう一つは、私が問題にしたのは、当初予算の提案権は町長ですよ。その積算というか、提案の細部の精査は、これは財政担当の総務課長の査定過程における要するに最大の任務ですよ。ここを素通りしているというところが問題だと思うのだ。確かに言わんとするのは分かります。そこまでチェックできないのだと、しなかったし、できないのだということは分からないわけではないけれども、では私たちは予算審査の段階で何を信ずればいいのかということになります。予算審査に不信感を持って臨ませるというところが問題だ。だから、そういうふうになれるように、これから当初予算の提案に当たってはこのような粗相が発生しないような具体的な見解を、こういうふうにやりたいというのが出てこなければおかしいというふうに私は思っていますが、いかがですかということでお聞きしたいと思います。

それから、圃場整備関係の進捗状況については分かりましたけれども、これは今思い起こせばもうちょっときちっとした議論が必要だったなというふうにざんきの思いを持っているのですが、田上駅裏のコンパクトシティ構想に関わる、要するに用地の取扱いの問題、これは安易に流してきた嫌いがあるのではないですか。当然コンパクトシティの田上駅裏開発の用地については、私たちも執行側の皆さんも圃場整備関連用地に含まれているということについては百も承知。しかし、それをしてきたということからすると、何年間ですか、圃場整備が完了した後、10年間ですか、20年ですか、事業展開ができなくなりますよね。その辺のところの精査はどういうふうに、考え方の精査です。考え方です。こうしたい、ああしたいという具体例はなくてもいいのです。考え方をどのような形で持っておられるのかというのをこの際だからはっきりさせていただきたいと思います。いよいよ圃場整備事業が動くぞということであるならば、その辺のところの精査が必要なのではないかというのが私の問題意識です。これを今ここで議論するには時期を逸していますから、考え方だけでよろしいのですが、どんな方向性を持って対応しようとしているのか。この点についてお聞かせ願いたいと思います。

以上にします。

副町長（吉澤深雪君） 1点目の児童手当の関係、確かに信頼を損ねているということ

であります。私どももかなり担当課を信頼しての話だったものですから、非常に残念であります。当然具体的な今後の信頼回復というか、議会からちゃんと負託受けるような内容の具体策というか、改善策であります。再度これからまた町長査定が始まりますので、その中で各担当課に十分確認というか、注意を喚起して、予算編成、また提案に当たりたいというふうに考えております。

総務課長（鈴木和弘君） 歳入の関係です。これ気がつかなかったらどうなるかということですが、この辺については、今回追加申請ということで、申請をさせていただきましたけれども、児童手当については最後精算をして、場合によれば過年度収入ということで歳入を受け入れる形ができますから、年度で捉えればその時点で一時立替えをするような形になりますけれども、翌年度に精算して返ってくるというような中身になっています。それから、先ほど副町長お話ししましたとおりに、私どもはそういう形で今までやってきた部分、少しでもということで、この前、それこそ議運の際に、先ほどお話をいたしましたように、今井委員長のほうからも担当者のみならず、担当課のみならずみたいなことをご指摘いただきました。それはしっかりと、その後で庁議もありましたので、私の立場で議運の中でそういう指摘がありましたと、そういうことで改めてそれぞれの各課長、局長のほうでこれから予算をしていく、補正をするに当たってもしっかりとチェックをするようにということで話はさせていただきました。今ほど副町長が言ったように、今後町長査定もありますし、その前段で先ほど申し上げましたとおりに私も課長査定のほうでもしっかりと査定をしながら、そういう部分をしっかりとやっていって、今後こういうことがないようにしてやっていきたいというふうな、私の立場として、すみません、関根委員への答えになっていないかもしれませんが、そういう形で対応させていただきたいと思っております。

地域整備課長（時田雅之君） 答えになるか分からないですが、関根委員から言われた立地適正化計画との兼ね合いなのですけれども、今段階、田上駅周辺地区につきましては、保留区域ということで定めさせていただいております。居住誘導区域、それから都市機能誘導区域については、まだ羽生田駅周辺部分しか設定はしておりません。当然そちらのほうの施策のほうから優先になりますけれども、羽生田地域のほうがある程度集約が、時間は大分かかると思うのですけれども、そちらのほうの取り組みを始めまして、田上駅裏につきましては状況見ながら、今回圃場整備地区外のところも一部ございます。バイパス沿線の富士見団地裏、それからわかな台団地裏のほう、バイパスに取り付くまでの区域が今地区外として設定されております

ので、その辺を民間の力を借りながら、時期はここでは打ち出しはできませんが、開発のほうをしていかなければいけないかなというふうに感じております。

12番（関根一義君） 最後になりますけれども、こだわりを持って発言しますが、児童手当、所管課の責任論、誤り云々に倣っては駄目だよということを私は言いたいわけです。一義的には所管の担当者の積算誤りでしょう。しかし、そこにとどまらない大きな問題がこの背景には潜んでいるのだということです。もう次年度からこんなことのないように、副町長は副町長の立場で、町長は町長の立場で、総務課長は総務課長の立場で、最大の努力をしていきますというふうなことしか言えないと思うのです。その言葉を期待していたのだけれども、なかなかそれが出てこないから、くどく言っているのですが、分かっていますよ。それは、第一義的にはそこでしょう。しかし、彼らを責めるにはあまりにも酷過ぎるということだと思うのです。それで、要するに予算提案をしたことに対する問題が発生したのだというふうに捉えないと駄目だと思うのです。だから、そういうふうにぜひ考えていただきたい。ましてや担当の職員に責任を押しつけるなんてことはあってはならない。それは、是正させる努力はちゃんとやらなければならないと思うし、指摘すべきは指摘しなければならないと思いますし、資質を高めるための努力も求めなければならないと思うけれども、それでもってこの案件については事の整理ができるのだというふうに考えてはいかぬというふうに私は強く申し上げておきたいと思います。

以上にします。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかに歳入関連でご質疑ある方、ご発言願います。

よろしいでしょうか。

私から少しなのですが、関根委員からも今ほど話がありましたけれども、しっかりと保健福祉課、今回児童手当、それから9月には社協の未払いがあったりとか、昨年時の決算もありますし、こういったことが続いているようにも思います。今保健福祉課長は少しお休みをされているというふうにも聞いておりますし、事務量が非常に多くなっている中、それこそ、副町長、担当課の状況、進捗状況等含めて、しっかりと確認をし、しっかりとコミュニケーションを取っていただく中で、こういった査定のミス等が起こらないように努力をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

灯油購入費ですとか18歳以下の臨時給付金に関しては、最終日、これからまた議長とも相談の後ということなのですが、追加という形で不足分と、灯油購入費のほうは減額になると思うのですが、そういった形で追加議案という形になっ

ていくという方向性ということですよ。最後確認です。

副町長（吉澤深雪君） 今委員長おっしゃったとおりの方向で考えていきたいということでもあります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、歳出に関してご質疑ある方、ご発言願います。

よろしいですか。

ちなみに、すみません、湯っ多里館の、産業振興課に確認したのですが、エレベーターやボイラーの関連で部品の交換であったりとか修繕しているのですが、これって開設した当時からこういったものって入替えとかというのはされていなかったでしたっけ。その辺りどの程度の、大分修繕等増えてきて、建設年数大分たってきたのだらうなというふうには思っているのですが、その辺りの状況を聞かせていただけるとありがたいなというふうに思います。実際に今基盤、半導体の不足とかいろいろな部品等もメーカーの、住宅関連なんかだと給湯器関係がもう全然入ってこないとかいろいろあるような話も聞いていますので、そういった部分考えると、今の施設の現状といえましょうか、その辺り少し説明いただくとありがたいなと思います。

産業振興課長（佐藤 正君） 湯っ多里館については、皆さんご存じのとおり平成13年にオープンしております、20年ぐらいたっているという施設でして、先ほど委員長おっしゃられたようなエレベーターの関係については、部品を取り替えているものもありますし、そろそろ、例えば部品も耐用年数が5年、10年のものもあつたりしますので、それによって取替えが必要だというふうな感じでメーカーから話が来ているものについては、順次取替えをさせていただいているという状況になっています。あと今回特に上げさせていただいたのは空調の関係でして、空調の関係が、言われていたのですが、なかなか電源が入らなかつたりとかという状況が起きていまして、それでその都度メーカーに来ていただいて確認いただいて、何とかいじってもらって対応ができていくという状況になっています。それが結局度重なる形になりますとお客様にも大変ご迷惑をおかけすることも当然ありますし、機械物ですので、いつ故障するか分からないという状況もありまして、我々のほうもできるだけそういった部分で修繕に必要なものについては、継続的に取り組んでいかなければ駄目かなというふうに思っています。正直言うと、毎年のように修繕の関係、経費は出ています。ただ、空調も全部入替えなんかしますと相当、何千万円という金額がかかりますので、できるだけ早めにこういった部分を直して対応しなが

ら、施設管理やってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、ほかないようですので、議案第40号に対する質疑は終了といたします。

最後に、議案第44号を議題といたします。執行の説明求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、議案第44号になります。議案書56ページ、お
願いいたします。令和3年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）となります。

内容につきましては、一般会計の補正でもありましたように、職員の標準報酬月
額の決定による共済組合負担金の関係の増減整理となつてございますので、よろし
くお願いいたします。

それでは、まず56ページの収益的支出の関係になりますけれども、収益的支出の
予定額に対しまして3万9,000円を減額し、総額を2億5,513万9,000円といたすも
の、それから資本的支出の関係であります、こちらにつきましては予定額に対し
まして1万9,000円を増額し、総額を8,249万5,000円といたすものでございま
す。

それでは、内容についてご説明いたします。58ページのほうお願いいたします。
収益的支出となりますが、1款水道事業費用、1項営業費用、2目総係費3万9,000円
の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうお願いいたします。共済組合
負担金ということで3万9,000円の減額をお願いするものでございます。

ページおはぐりいただきまして、59ページのほうお願いいたします。続いて、資
本的支出の関係になりますが、1款資本的支出、1項建設改良費、10目事務費1万
9,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、職員の共
済組合負担金の追加ということになってございます。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑ある方、ご発言願います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議案第44号に対する質疑は終了といたします。

これより討論及び採決を行います。

議案第37号について討論に入ります。ご意見ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第40号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第44号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午前10時20分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年12月14日

総務産経常任委員長 今井幸代